

# 介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (一般棟)

## 1割負担

### 1ヶ月の基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

#### ① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度 部屋	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
多床室	999円	30,012円	1,056円	31,722円	1,129円	33,912円	1,189円	35,712円	1,246円	37,422円
個室	915円	27,492円	966円	29,022円	1,039円	31,212円	1,101円	33,072円	1,156円	34,722円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヶ月		1日	1ヶ月
夜勤職員配置体制加算	25円	750円	科学的介護支援体制加算 I	-	42円
サービス提供体制強化加算 I	23円	690円	介護職員等処遇改善加算	69円～	2,070円～
在宅復帰在宅療養支援加算 I	54円	1,620円			

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費			
	1日	1ヶ月	個室		多床室	
			1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	550円	16,500円	-	-
第2段階	390円	11,700円	550円	16,500円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	1,728円	51,840円	437円	13,110円

※個室、二人部屋利用者は、別途特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)  
(二人部屋利用者の居住費は、多床室扱いでの計算です。)

#### ③ 特別室料 (消費税込)

	1日	1ヶ月	備考
個室	1,320円	39,600円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	33,000円	二人部屋利用時に加算。

#### ④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

上記①+②+③+④の合計です。

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	48,012円	49,722円	51,912円	53,712円	55,422円
	個室	101,592円	103,122円	105,312円	107,172円	108,822円
第2段階	多床室	63,612円	65,322円	67,512円	69,312円	71,022円
	個室	104,292円	105,822円	108,012円	109,872円	111,522円
第3段階 ①	多床室	71,412円	73,122円	75,312円	77,112円	78,822円
	個室	136,692円	138,222円	140,412円	142,272円	143,922円
第3段階 ②	多床室	92,712円	94,422円	96,612円	98,412円	100,122円
	個室	157,992円	159,522円	161,712円	163,572円	165,222円
第4段階	多床室	103,122円	104,832円	107,022円	108,822円	110,532円
	個室	178,932円	180,462円	182,652円	184,512円	186,162円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

1割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	270円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	209円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	251円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	126円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	126円	3,780円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	379円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は1,986円、死亡日の前日・前々日は951円、死亡日以前4日以上30日以下は168円、31日以上45日以下は76円がかかる。
初期加算(I)	63円	1,890円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	32円	960円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	74円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	209円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	471円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	502円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	523円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	262円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	627円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	418円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	314円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	105円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	6円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	12円	360円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	30円	900円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	418円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	105円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	115円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	7円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	147円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	74円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	251円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	105円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	502円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	56円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算 II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	35円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	4円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	14円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	11円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	16円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	21円	(Ⅰ、Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	42円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	63円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	21円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	11円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	6円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	251円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	105円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	314円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

## B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

### ※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。  
小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。  
死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\*第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\*その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

# 介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (一般棟)

## 2割負担

### 1ヶ月の基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

#### ① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度 部屋	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	1日	1ヶ月								
多床室	1,998円	60,024円	2,111円	63,414円	2,258円	67,824円	2,377円	71,394円	2,492円	74,844円
個室	1,829円	54,954円	1,931円	58,014円	2,078円	62,424円	2,201円	66,114円	2,312円	69,444円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヶ月		1日	1ヶ月
夜勤職員配置体制加算	50円	1,500円	科学的介護支援体制加算 I	-	84円
サービス提供体制強化加算 I	46円	1,380円	介護職員等処遇改善加算	138円～	4,140円～
在宅復帰在宅療養支援加算 I	107円	3,210円			

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費			
	1日	1ヶ月	個室		多床室	
			1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	550円	16,500円	-	-
第2段階	390円	11,700円	550円	16,500円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	1,728円	51,840円	437円	13,110円

※個室、二人部屋利用者は、別途特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)  
(二人部屋利用者の居住費は、多床室扱いでの計算です。)

#### ③ 特別室料 (消費税込)

	1日	1ヶ月	備考
個室	1,320円	39,600円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	33,000円	二人部屋利用時に加算。

#### ④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

上記①+②+③+④の合計です。

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	78,024円	81,414円	85,824円	89,394円	92,844円
	個室	129,054円	132,114円	136,524円	140,214円	143,544円
第2段階	多床室	93,624円	97,014円	101,424円	104,994円	108,444円
	個室	131,754円	134,814円	139,224円	142,914円	146,244円
第3段階 ①	多床室	101,424円	104,814円	109,224円	112,794円	116,244円
	個室	164,154円	167,214円	171,624円	175,314円	178,644円
第3段階 ②	多床室	122,724円	126,114円	130,524円	134,094円	137,544円
	個室	185,454円	188,514円	192,924円	196,614円	199,944円
第4段階	多床室	133,134円	136,524円	140,934円	144,504円	147,954円
	個室	206,394円	209,454円	213,864円	217,554円	220,884円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

2割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	540円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	418円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	502円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	251円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	251円	7,530円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	757円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は3,971円、死亡日の前日・前々日は1,902円、死亡日以前4日以上30日以下は335円、31日以上45日以下は151円がかかる。
初期加算(I)	126円	3,780円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	63円	1,890円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	147円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	418円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	941円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	1,004円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	1,045円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	523円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	1,254円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	836円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	627円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	209円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	11円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	23円	690円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	59円	1,770円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	836円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	209円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	230円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	13円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	293円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	147円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	502円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	209円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	1,004円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	111円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	69円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	7円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	27円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	21円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	32円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	42円	(Ⅰ、Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	84円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	126円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	42円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	21円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	11円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	502円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	209円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	21円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	627円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

## B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

### ※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。

小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\* 第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\* その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

# 介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (一般棟)

## 3割負担

### 1ヶ月の基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

#### ① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度 部屋	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
多床室	2,997円	90,036円	3,167円	95,136円	3,386円	101,706円	3,565円	107,076円	3,737円	112,236円
個室	2,743円	82,416円	2,897円	87,036円	3,117円	93,636円	3,301円	99,156円	3,468円	104,166円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヶ月		1日	1ヶ月
夜勤職員配置体制加算	75円	2,250円	科学的介護支援体制加算 I	-	126円
サービス提供体制強化加算 I	69円	2,070円	介護職員等処遇改善加算	207円～	6,210円～
在宅復帰在宅療養支援加算 I	160円	4,800円			

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費			
	1日	1ヶ月	個室		多床室	
			1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	550円	16,500円	-	-
第2段階	390円	11,700円	550円	16,500円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	1,728円	51,840円	437円	13,110円

※個室、二人部屋利用者は、別途特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)  
(二人部屋利用者の居住費は、多床室扱いでの計算です。)

#### ③ 特別室料 (消費税込)

	1日	1ヶ月	備考
個室	1,320円	39,600円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	33,000円	二人部屋利用時に加算。

#### ④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

上記①+②+③+④の合計です。

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	108,036円	113,136円	119,706円	125,076円	130,236円
	個室	156,516円	161,136円	167,736円	173,256円	178,266円
第2段階	多床室	123,636円	128,736円	135,306円	140,676円	145,836円
	個室	159,216円	163,836円	170,436円	175,956円	180,966円
第3段階 ①	多床室	131,436円	136,536円	143,106円	148,476円	153,636円
	個室	191,616円	196,236円	202,836円	208,356円	213,366円
第3段階 ②	多床室	152,736円	157,836円	164,406円	169,776円	174,936円
	個室	212,916円	217,536円	224,136円	229,656円	234,666円
第4段階	多床室	163,146円	168,246円	174,816円	180,186円	185,346円
	個室	233,856円	238,476円	245,076円	250,596円	255,606円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

3割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	809円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	627円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	753円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	377円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	377円	11,310円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	1,135円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は5,957円、死亡日の前日・前々日は2,853円、死亡日以前4日以上30日以下は502円、31日以上45日以下は226円がかかる。
初期加算(I)	189円	5,670円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	94円	2,820円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	220円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	627円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	1,411円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	1,505円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	1,568円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添付文書を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	784円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添付文書を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	1,881円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	1,254円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	941円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	314円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	16円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	35円	1,050円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	88円	2,640円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	1,254円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	314円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	345円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	19円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	439円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	220円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	753円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	314円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	1,505円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	166円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	104円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	10円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	41円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	32円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	47円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	63円	(Ⅰ・Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	126円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	189円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	63円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	32円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	16円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	753円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	314円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	32円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	941円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

## B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

### ※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。

小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\* 第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\* その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。